基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年八月二十一日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年八月三十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年八月六日

横浜市保土ヶ谷区今井町一一七八番地

代表取締役　福薗　良和

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して単元株式数を一千株とすることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十五年九月一日です。

平成二十五年八月六日

北海道函館市豊川町二五番一号

函館水産物株式会社

代表取締役　松山康史郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年八月六日

埼玉県さいたま市南区別所二丁目三七番一七号

株式会社サイヤ

代表取締役　山下　直哉

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年八月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年八月六日

埼玉県さいたま市南区別所二丁目三七番一七号

埼玉ヤクルト販売株式会社

代表取締役　山下　直哉

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年五月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年八月六日

埼玉県さいたま市南区別所二丁目三七番一七号

株式会社サイヤ

代表取締役　山下　直哉

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年八月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年八月六日

三重県桑名市大字福島八四三番地

日本ホーク株式会社

代表取締役　小森　勝則

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年八月六日

兵庫県洲本市栄町一丁目二番九号

淡路交通株式会社

代表取締役　加藤　友彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年八月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年八月六日

愛媛県今治市南宝来町三丁目三番地の一

望月タオル株式会社

代表取締役　望月　隆志

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるジェイムズ・サリバン及びウ・チーチェンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年八月六日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号大手町ファーストスクエアイースト四階

FX Alliance International, LLC

日本における代表者　ウ・チーチェン

限定承認公告

本籍兵庫県尼崎市道意町四丁目五二番地、最後の住所大阪府大阪市生野区林寺四丁目一八番一一号

被相続人　亡　國　隆志

右被相続人は平成二十四年十二月二十一日頃から同年同月三十一日頃死亡し、その相続人は平成二十五年七月二十四日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月六日

大阪府高槻市南平台五丁目五七番二七号

相続財産管理人　増田　敏子

限定承認公告

本籍大阪府大阪市北区堂山町三〇番地、最後の住所大阪府堺市堺区大町西一丁二番五―三〇三号

被相続人　亡　藤井　信己

右被相続人は平成二十五年一月一日頃から同年同月十日頃までの間死亡し、その相続人は平成二十五年七月二十六日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月六日

大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館四階　松森・高江法律事務所

限定承認者三牧浩也

代理人弁護士　松森　彬

正　誤

ページ	段	行	誤	正
			平成二十五年五月十六日（号外特第十三号）公布国土交通省令第四十七号（海上保安庁組織規則の一部を改正する省令）	
（原稿誤り）				
四六	下	一六	に、	に改め、同表第十一管区海上保安本部の部中
			平成二十四年三月二十三日（号外第六十五号）公布環境省令第二号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令）	
（原稿誤り）				
四六	上	三～四	「第七条第五項第四号チ及び第十四条第五項第二号ハ」	は削除する。
四六	上	終りから八	第五条の十一第一項第六号	第五条の十一第二項第八号

四六ページ上段終りから七行目から一行目までは次のとおりの誤り。

第六条の二十四の八第四項第十七号中「登記事項証明書」の下に「（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。第九条の二第二項第十一号、第十一条第六項第十二号、第十二条の十一の十二第二項第八号及び第十二条の十二第二項第六号において同じ。）」を加える。

第十条の十第三項第二号、第十条の二十三第三項第二号及び第十二条の十の二第二項第四号中「該当しない旨の登記事項証明書（」の下に「同号イに掲げる法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。」を加える。

四九ページ下段から五〇ページ様式第十号の次に次のように加える。

様式第十一号を次のように改める。

様式第十一号（第十条の十関係）

産業廃棄物処理業廃止／変更届出書

平成　年　月　日

都道府県知事　殿
（市長又は区長）

届出者
住　所
氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

年　月　日付け第　号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について、廃止／変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）		

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

（ふりがな）名称	住所

（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更

（ふりがな）氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

廃止又は変更の理由	

備考
1　この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
2　各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

（日本工業規格　A列4番）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月六日付第一七一号六四　ページ●同日付政府調達第一四六号七二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局　電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）